

KKR ポイントサービス規定

(総則)

第1条 KKR ポイントサービス規定（以下「本規定」という。）は、国家公務員共済組合連合会（以下「当会」という。）が実施するポイントサービスプログラム（以下「本サービス」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）全てに適用します。

(ポイント会員)

第2条 本規定に同意し、当会所定の方法により本サービスの利用を申し込み、当会が承認した者を KKR ポイント会員（以下「会員」という。）とします。

2 会員には、本サービスの利用に必要となる KKR ポイントカード（以下「ポイントカード」という。）を当会が貸与します。

(会員区分・利用者区分)

第3条 本サービスでは、次の各号に掲げる会員区分を設けるものとします。

- (1) 組合員・OB（国家公務員共済組合の組合員とそのOBの本人及び同居の家族）
- (2) 優待利用者（地方公務員、当会が契約する公庫・公団等の職員本人及び同居の家族）
- (3) 一般利用者（「組合員・OB」「優待利用者」以外の者）

2 本サービスでは、次の各号に掲げる利用者区分を設けるものとします。

- (1) 個人
- (2) グループ

(ポイントカード)

第4条 ポイントカードは次に掲げる2種類から会員が選択することができます。

- (1) NFC チップ搭載カード（以下「NFC 式カード」という。）
- (2) 会員のスマートフォン等で表示させる QR コード（以下「QR コード式カード」という。）

2 会員は、ポイントカードの発行に際し、当会所定の KKR ポイントカード発行手数料を支払うものとします。なお、KKR ポイントカード発行手数料の金額は、KKR ポイントカード・ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）でご案内します。

3 QR コード式カードの使用に必要となる通信費等は会員が負担するものとします。

4 ポイントカードを第三者に譲渡、貸与、売買すること、質権及び担保権を設定すること、換金すること（以下「第三者への譲渡等」という。）はできません。

5 当会からポイントカードの返還請求があった場合、NFC 式カードを使用している会員は速やかにポイントカードを当会に返還するものとします。また、QR コード式カードを使用している会員は、当会が退会処理を行うことにあらかじめ同意するものとします。

(ポイントサービス)

第5条 会員は、当会が指定する施設（以下「指定施設」という。）の本サービス対象部門（以

下「対象部門」という。)において、KKRポイントシステム(以下「システム」という。)に有効かつ正当なポイントカードを読み取らせることで本サービスを利用することができます。なお、本サービスの指定施設及び対象部門は、ポータルサイトでご案内します。

2 会員は、指定施設のKKRポイント付与対象部門におけるポイント付与対象金額に応じてKKRポイント(以下「ポイント」という。)の付与を受けることができます。なお、ポイント付与対象金額及び付与するポイント数については、ポータルサイトでご案内します。

3 会員は、指定施設のポイント還元対象部門において、当会が定める還元単位ポイント数ごとに、1ポイントを1円相当として利用料金に充当できるものとします。なお、利用金額が還元ポイント数に満たない場合など、如何なる場合でも還元ポイントに係る釣銭はお渡しできません。

4 本サービスの対象外となる店舗、品目等については、ポータルサイトでご案内します。なお、指定施設ごとに本サービスの対象外となる店舗、品目等を定めることがあることに、会員はあらかじめ同意するものとします。

5 システムの故障、不具合等が生じた場合、本サービスの利用ができないことがあることを、会員はあらかじめ同意するものとします。

(KKRポイントの有効期限)

第6条 ベースポイントの有効期限は、最終ポイント付与日又は最終ポイント還元日から起算して、2年後の同月末日までとします。

2 キャンペーンポイントのうち、組合員特典及び特別加算ポイントの有効期限は前項と同様とします。それ以外のキャンペーンポイントの有効期限は、ポータルサイトでご案内します。

3 有効期限を過ぎたポイントは失効するものとします。

(制限事項)

第7条 ポイントは、理由の如何を問わず換金はいたしません。

2 利用金額の精算が終わるまでにポイントカードの提示がない場合、理由の如何を問わず、ポイントの付与、還元等、本サービスを利用することはできません。

(マイページ)

第8条 会員は、ポータルサイトにおいて、当会所定の手続き及び会員情報の登録を行うことで「マイページ」を開設することができます。

2 マイページでは、当会に登録されている会員情報の確認及び情報更新、ポイント残高及び有効期限の確認、QRコード式カードの表示、その他マイページ搭載機能を利用することができます。

(会員情報の登録・変更)

第9条 会員は、マイページにおいて、当会所定の会員情報の登録及び変更を行うものとします。

2 マイページにおいて会員情報の登録及び変更ができない場合は、当会所定の書面様式により当会に届け出を行うことで、当会において会員情報の代理登録を行います。なお、届出様式

は、ポータルサイト及びKKR ホテルズ&リゾーツ各宿泊施設（以下「当会宿泊施設」という。）のフロントにて入手できます。

（ポイント残高及び有効期限の確認方法）

第10条 ポイントの残高及び有効期限は、ポイントの付与・還元時にお渡しするポイントレシートのほか、次の各号に掲げる方法で確認することができます。

- (1) 指定施設の対象部門で発行するポイント確認レシート
- (2) マイページ内の確認画面
- (3) マイページログイン用の電子メールアドレスから kakunin@point.kkr.or.jp あての空メールに対する返信メール
- (4) NFC カードリーダー搭載スマートフォンで NFC 式カードを読み取ることで表示されるポイント残高等確認用 WEB サイト

（ポイントカードの合算・リンク機能）

第11条 マイページを開設し、当会所定の会員情報を登録している会員（以下「マイページ開設会員」という。）は、利用者区分が同一のカードについて、マイページ内の機能により、ポイントカードの合算及びリンク機能の利用ができます。

2 マイページ開設会員は、本人名義の複数のポイントカードのポイント残高を、任意の1つのポイントカードに合算することができます。なお、合算処理後、合算先のポイントカード以外のポイントカードは自動的に失効となり使用できなくなります。

3 マイページ開設会員は、本人名義の複数のポイントカードとリンク設定を行うことで、リンク設定がされている複数のポイントカードでポイント残高の共有をすることができます。なお、一旦リンク設定をしたポイントカード同士のリンク設定を解除することはできません。また、リンク設定がされている全てのポイントカードが、退会、解約又は失効処理された場合、ポイントの残高も全て失効となります。

4 ポイントカードの合算処理及びリンク設定を行う際、当会所定の手数料の徴収又はポイントの減算をする場合があります。なお、この手数料等についてはポータルサイトでご案内します

（NFC 式カードの再発行）

第12条 NFC 式カードを紛失、盗難等で失った場合、次に掲げる各号の要件を満たしている場合に限り、当会所定の再発行申請を行うとともに再発行手数料を支払うことで、NFC 式カードの再発行を承ります。なお、再発行手数料はポータルサイトでご案内します。

- (1) マイページを開設し、最新の会員情報が登録されており、本人確認ができること。
- (2) 当会に、NFC 式カードを紛失、盗難等により失った事実を届け出ていること。
- (3) NFC 式カードの紛失、盗難等が、会員の故意によるものでないこと。

2 NFC 式カードの破損、故障により、正常なポイントカードとして使用できないと当会が認めた場合、当会所定の再発行申請を行うことで、無償で NFC 式カードの再発行を承ります。ただし、会員の故意、重過失により破損、故障が発生した場合は、当会所定の再発行手数料を徴収します。

3 再発行する NFC 式カードには、再発行を行う時点でシステムに記録されているポイント

残高、有効期限、その他システムの登録済みの情報を移行します。なお、第三者にポイントが不正に使用されている場合など如何なる場合であっても、当会はポイント残高の補償はいたしません。

(ポイントカードの取扱い)

第13条 会員は、善良なる管理者の注意をもってポイントカードを管理するものとし、ポイントカードの盗難、紛失等があった場合は、速やかに当会に届け出るものとします。

(本サービスの利用制限)

第14条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合で、当会において代替措置が用意できない場合、当会が本サービスの提供を一切行わないことがあることにあらかじめ同意するものとします。

- (1) システムプログラム、システム機器及び通信回線に故障、障害又は異常が発生し、本サービスを行うために必要なシステム処理ができない場合
- (2) システムの保守管理等のために、システムの全部又は一部を休止する場合
- (3) 停電によりシステムが使用不能である場合
- (4) NFC 式カードに破損、故障等の異常が認められる場合
- (5) QR コード式カードの表示ができない場合及び表示に異常が認められる場合
- (6) 前各号のほか、本サービスを提供するために必要な処理を行うことができない等、やむを得ない事由のある場合

2 会員は、当会が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの提供を行わないことがあることにあらかじめ同意するものとします。

- (1) NFC 式カード及び QR コード式カードに、偽造、変造、若しくはその他不正が認められる場合又はそれらの恐れがある場合
- (2) 会員が本規定に違反した場合又はその恐れがある場合
- (3) 前各号のほか、会員による本サービスの利用を当会が不相当と判断した場合

(退会)

第15条 会員は、次の各号のいずれかにより、本サービスの利用を停止し、退会することができるものとします。

- (1) マイページ内の退会メニューからの退会申請
- (2) 指定施設のフロントでポイントカードを提示して退会の申し出

2 退会処理が完了後、即時に会員資格を喪失するものとし、同時にポイントカードが失効となります。

3 退会処理が完了してから 6 か月以上経過後、当会は登録されている個人情報を抹消します。

4 退会処理を取り消すことはできません。

(会員資格の喪失)

第16条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失するものとします。

- (1) 会員が死亡した場合
 - (2) 会員が本規定に違反した場合
 - (3) 会員がポイント有効期限到来によりポイント残高が 0 ポイントとなった日から起算して 6 か月以上経過した場合
 - (4) 会員が本サービスの申し込み及び利用にあたり不正を行った場合
 - (5) 会員がポイントカードの偽造、変造等を行い、本サービスを不正に利用した場合又はその恐れがある場合
 - (6) 会員が本サービスの提供に必要なシステムに対して不正、妨害を行った場合又はその恐れがある場合
 - (7) 会員が本サービスの正常な運営を妨害した場合又はその恐れがある場合
 - (8) 会員が反社会的勢力の構成員に該当するとき又は反社会的勢力またはその構成員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (9) 前各号のほか、会員が本サービスを利用することを当会が不相当と判断した場合
- 2 会員資格を喪失した場合、会員が保有する全てのポイントカードは即時に失効し、使用できなくなります。
- 3 会員資格を喪失してから 6 か月以内に、当会は登録されている個人情報を抹消します。
- 4 理由の如何を問わず、当会は会員資格の喪失理由を開示しないものとします。

(個人情報の利用に関する同意)

- 第 17 条 会員は、当会が本サービス及び付帯サービスを実施・提供するために必要となる会員情報を、当会が指定する委託業者に対して提供することについてあらかじめ同意するものとします。
- 2 会員は、当会が実施する各種事業の情報、指定施設が実施するサービス等の情報及び当会が実施する付帯サービスの情報を広報することを目的として、会員情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。
- 3 前各項の情報提供は、会員が許可した方法により、必要な保護措置を講じた上で行うものとします。

(免責)

- 第 18 条 当会は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者の本サービス利用に係る損害等について一切の責を負わないものとします。
- (1) 利用者が本規定に違反して本サービスを利用した場合
 - (2) 紛失、盗難等、当会の責に任じられるべき事由がなく、ポイントカードの不正利用により会員が損害を被った場合
 - (3) 利用者が不正にポイントカードを使用した場合
 - (4) 利用者がポイントカードの変造等を行った場合
 - (5) 第 14 条に定める本サービスの利用制限があった場合
 - (6) 前各号のほか、本サービスの利用に際し、利用者が不正を行った場合

(合意管轄裁判所)

第 19 条 利用者は、本規定に基づく取引に関して紛争が生じた場合、当会本部所在地を所轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(旧ポイントカードの取扱い)

第 20 条 本規定の施行日以降、平成 22 年 11 月 1 日施行の KKR ポイントサービス規定により発行した KKR ポイントカード（以下「旧ポイントカード」という。）へのポイント付与はいたしません。

2 旧ポイントカードに記録されているポイント残高は、本規定に定めるポイントカードにポイント残高を移行することで利用することができます。なお、旧ポイントカードに記録されている有効期限又は令和 7 年 11 月 30 日のいずれか早く到来する日付までポイント残高の移行ができます。

3 旧ポイントカードのポイント残高は、理由の如何を問わず換金いたしません。

(本規定の改定)

第 21 条 本規定は、必要に応じて予告なく変更となる場合があります。

2 本規定が変更された場合は、ポータルサイトにおいて周知するものとし、会員は改定後の規定が適用されることに同意するものとします。

附則

本規定は、令和 5 年 11 月 20 日から施行する。

※KKR ポイントカード・ポータルサイト：<https://point.kkr.or.jp/>

※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

